

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 等							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	計 (千円)				
平 成 24年度	長 等	4	-	59,160	16,836	5,916	-	-	81,912	13,815	95,727	
	議 員	107	1,249,560	-	493,577	-	-	-	1,743,137	233,897	1,977,034	
	その他の 特別職	76	154,636	16,680	5,055	1,668	410	-	178,449	4,746	183,195	
	計	187	1,404,196	75,840	515,468	7,584	410	-	2,003,498	252,458	2,255,956	
平 成 23年度	長 等	4	-	59,160	19,483	5,916	-	41,760	126,319	15,331	141,650	
	議 員	107	1,240,830	-	454,874	-	-	-	1,695,704	365,334	2,061,038	
	その他の 特別職	76	159,501	18,120	5,969	1,812	515	-	185,917	5,422	191,339	
	計	187	1,400,331	77,280	480,326	7,728	515	41,760	2,007,940	386,087	2,394,027	
比 較	長 等	0	-	0	△2,647	0	-	△41,760	△44,407	△1,516	△45,923	
	議 員	0	8,730	-	38,703	-	-	-	47,433	△131,437	△84,004	
	その他の 特別職	0	△4,865	△1,440	△914	△144	△105	-	△7,468	△676	△8,144	
	計	0	3,865	△1,440	35,142	△144	△105	△41,760	△4,442	△133,629	△138,071	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
平成24年度	78,279	330,342,908	292,154,234	622,497,142	111,846,337	734,343,479	再任用職員1,973人分を含む
平成23年度	77,916	330,693,415	292,400,459	623,093,874	114,279,221	737,373,095	再任用職員1,920人分を含む
比 較	363	△350,507	△246,225	△596,732	△2,432,884	△3,029,616	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	平成24年度		8,102,011	34,160,145	7,622,780	9,683,031	17,844	3,679,476
平成23年度		8,265,825	34,248,638	7,335,088	9,734,969	18,192	3,742,720	11,031,005
比 較		△163,814	△88,493	287,692	△51,938	△348	△63,244	71,029

休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒冷地手当 (千円)
5,490,904	2,361,951	1,985,577	107,362	3,004,231	82,734,581	43,078,290	-	-
5,529,018	2,380,629	1,889,043	102,669	3,379,158	82,708,117	43,084,118	-	-
△38,114	△18,678	96,534	4,693	△374,927	26,464	△5,828	-	-

へき地手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	定 時 制 通 信 教 育 手 当 (千円)	産 業 教 育 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)
-	102,882	27,863	75,275,094	215,805	176,668	3,225,705
-	113,184	29,495	75,177,496	218,269	181,981	3,230,845
-	△10,302	△1,632	97,598	△2,464	△5,313	△5,140

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(一般職員)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考						
給料	千円 △760,200	給与改定に伴う減分	千円 △36,451		給与改定の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施時期</th> <th>給料の改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>平成24年1月1日</td> <td>△0.11%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施時期	給料の改定率	平成23年度	平成24年1月1日	△0.11%
		区分	実施時期	給料の改定率							
		平成23年度	平成24年1月1日	△0.11%							
昇給に伴う増加分	238,185										
その他の増減分	△961,934	予算計上人員減に伴う減分 △443,394千円 その他の減分 △518,540千円	平成24年度計上人員 7,772人 平成23年度計上人員 7,874人 差 引 △102人								
職員手当	△670,961	制度改正に伴う減分	△2,691	管理職手当 △2,691千円	管理職手当（月額） 定額から0.55%又は0.35%相当額を減じた額						
		その他の増減分	△668,270	予算計上人員減に伴う減分 △322,830千円 管理職手当減額措置に伴う減分 △51,340千円 地域手当、期末・勤勉手当、退職手当等の増減分 △294,100千円	管理職手当（月額） 制度改正後の額から10%相当額を減じた額						

(警察職員)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考						
給 料	千円 △594,058	給与改定に伴う減分	千円 △30,594		給与改定の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実施時期</th> <th>給料の改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>平成 24 年 1 月 1 日</td> <td>△0.11%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	実施時期	給料の改定率	平成 23 年度	平成 24 年 1 月 1 日	△0.11%
		区 分	実施時期	給料の改定率							
		平成 23 年度	平成 24 年 1 月 1 日	△0.11%							
昇給に伴う増加分	229,587										
その他の増減分	△793,051	予算計上人員増に伴う増分 6,935千円 その他の減分 △799,986千円	平成 24 年度計上人員 17,215 人 平成 23 年度計上人員 17,207 人 差 引 8 人								
職員手当	221,699	制度改正に伴う減分	△1,218	管理職手当 △1,218千円	管理職手当（月額） 定額から 0.55%又は 0.35%相当額を減じた額						
		その他の増減分	222,917	予算計上人員増に伴う増分 694千円 管理職手当減額措置に伴う減分 △22,041千円 地域手当、期末・勤勉手当、退職手当等の増減分 244,264千円	管理職手当（月額） 制度改正後の額から 10%相当額を減じた額						

(教育職員)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考						
給料	千円 1,003,751	給与改定に伴う減分	千円 △217,316		給与改定の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施時期</th> <th>給料の改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>平成24年1月1日</td> <td>△0.11%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施時期	給料の改定率	平成23年度	平成24年1月1日	△0.11%
		区分	実施時期	給料の改定率							
		平成23年度	平成24年1月1日	△0.11%							
昇給に伴う増加分	3,038,471										
その他の増減分	△1,817,404	予算計上人員増に伴う増分 1,964,269千円 その他の減分 △3,781,673千円		平成24年度計上人員 53,292人 平成23年度計上人員 52,835人 差 引 457人							
職員手当	203,037	制度改正に伴う減分	△14,400	管理職手当 △14,400千円	管理職手当（月額） 定額から0.55%又は0.35%相当額を減じた額						
		その他の増減分	217,437	予算計上人員増に伴う増分 1,145,327千円 管理職手当減額措置に伴う減分 △260,400千円 地域手当、期末・勤勉手当、退職手当等の増減分 △667,490千円	管理職手当（月額） 制度改正後の額から10%相当額を減じた額						

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職(1)	教育職	公安職	技能職
平成23年12月1日 現 在	平均給料月額(円)	356,340	374,542	332,018	367,379
	平均給与月額 (期末・勤勉手当を除く)(円)	460,249	445,511	484,431	436,469
	平均年齢(歳)	43.6	43.7	39.1	53.8
平成22年12月1日 現 在	平均給料月額(円)	357,107	379,695	324,660	365,038
	平均給与月額 (期末・勤勉手当を除く)(円)	457,477	451,954	487,586	434,556
	平均年齢(歳)	43.5	44.1	39.3	53.9

イ 初任給

区 分	行 政 職 (1)			教 育 職		
	高校卒(円)	短大卒(円)	大学卒(円)	高校卒(円)	短大卒(円)	大学卒(円)
本 県	144,500	158,700	178,800	-	177,200	199,700
国	140,100	-	181,200	-	-	-

公 安 職			技 能 職		
高校卒(円)	短大卒(円)	大学卒(円)	高校卒(円)	短大卒(円)	大学卒(円)
173,600	190,000	207,300	144,300	-	-
158,100	172,000	187,500	137,200	-	-

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職 (1)			教 育 職			公 安 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成23年12月1日 現 在	10 級	6	0.1	5 級	1,433	3.4	8 級	299	2.0
	9 級	36	0.5	4 級	1,669	3.9	7 級	135	0.9
	8 級	79	1.0	3 級	6,304	14.8	6 級	665	4.4
	7 級	636	8.1	2 級	(957) 33,155	(100.0) 77.8	5 級	401	2.7
	6 級	1,042	13.3	1 級	29	0.1	4 級	3,363	22.3
	5 級	1,933	24.6				3 級	4,929	32.8
	4 級	2,070	26.4				2 級	2,387	15.9
	3 級	440	5.6				1 級	2,861	19.0
	2 級	(401) 647	(100.0) 8.2						
	1 級	953	12.2						
	計	(401) 7,842	(100.0) 100.0	計	(957) 42,590	(100.0) 100.0	計	15,040	100.0
平成22年12月1日 現 在	10 級	8	0.1	5 級	1,429	3.3	8 級	284	1.9
	9 級	36	0.5	4 級	1,670	3.9	7 級	152	1.0
	8 級	82	1.0	3 級	6,270	14.7	6 級	648	4.3
	7 級	646	8.1	2 級	(894) 33,239	(100.0) 78.0	5 級	421	2.8
	6 級	1,065	13.4	1 級	21	0.1	4 級	3,447	22.9
	5 級	2,012	25.2				3 級	4,925	32.8
	4 級	2,111	26.5				2 級	2,463	16.4
	3 級	519	6.5				1 級	2,692	17.9
	2 級	(360) 488	(100.0) 6.1						
	1 級	1,004	12.6						
	計	(360) 7,971	(100.0) 100.0	計	(894) 42,629	(100.0) 100.0	計	15,032	100.0

備考 ()は再任用短時間勤務職員数を外数で示す。

区 分	技 能 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成23年12月1日 現 在	5 級	465	96.7
	4 級	15	3.1
	3 級	(67) 1	(100.0) 0.2
	2 級	-	-
	1 級	-	-
	計	(67) 481	(100.0) 100.0
平成22年12月1日 現 在	5 級	533	94.3
	4 級	31	5.5
	3 級	(39) 1	(100.0) 0.2
	2 級	-	-
	1 級	-	-
	計	(39) 565	(100.0) 100.0

備考 ()は再任用短時間勤務職員数を外数で示す。

(行政職(1)の級別の標準的な職務内容)

区 分	10 級	9 級	8 級	7 級	6 級
標 準 職 務	理 事	局 長 特定の大規模出先 機関の長	本 庁 の 部 長 大規模出先機関 の長、副所長	本 庁 の 課 長 出先機関の長、副 所長、部長、担当 部長	グループリーダー 出先機関の次長、 課長、課長補佐
区 分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
標 準 職 務	副 主 幹 副 技 幹	主 査	主 任 主 事 主 任 技 師	高度の知識経験 を必要とする主 事、技師	主 事 技 師

エ 昇給

区 分		全 給 料 表	左のうち主な給料表単位ごとの内訳				
			行 政 職 (1)	教 育 職	公 安 職	技 能 職	
平 成 24年度	職 員 数 (A) (人)	77,726	7,828	49,337	15,465	643	
	昇給に係る職員数(B) (人)	73,533	7,355	47,315	14,096	641	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	8,822	640	6,322	1,124	144
		3 号 給 (人)	2,395	145	1,609	617	7
		4 号 給 (人)	44,464	4,724	28,301	8,550	342
		5 号 給 (人)	13,875	1,400	8,543	3,054	110
		6 号 給 (人)	3,839	428	2,489	689	32
		8 号 給 (人)	138	18	51	62	6
比 率 (B) / (A) (%)	94.6	94.0	95.9	91.1	99.7		
平 成 23年度	職 員 数 (A) (人)	77,295	7,844	48,785	15,467	691	
	昇給に係る職員数(B) (人)	73,569	7,399	47,106	14,208	691	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	8,908	679	6,344	1,144	139
		3 号 給 (人)	2,532	160	1,646	707	6
		4 号 給 (人)	44,348	4,704	28,073	8,610	375
		5 号 給 (人)	13,769	1,416	8,515	2,971	122
		6 号 給 (人)	3,847	421	2,466	708	44
		8 号 給 (人)	165	19	62	68	5
比 率 (B) / (A) (%)	95.2	94.3	96.6	91.9	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
平成24年度	(0.975) 1.9	(1.125) 2.05	(2.1) 3.95	有	
平成23年度	(0.975) 1.9	(1.125) 2.05	(2.1) 3.95	有	
国	(0.975) 1.9	(1.125) 2.05	(2.1) 3.95	有	

備考 ()は再任用職員の支給率を示す。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	30.550	41.340	59.280	59.280	定年前早期退職特例措置 勤続年数が25年以上で勸奨により退職する場合、定年退職年齢前1年につき給料月額を2%割増しして算定(割増しの限度は20%)	
国の制度 (支給率等)	30.550	41.340	59.280	59.280	定年前早期退職特例措置 勤続年数が25年以上で勸奨により退職する場合、定年退職年齢前1年につき給料月額を2%割増しして算定(割増しの限度は20%)	

キ 地域手当

支給対象地域	鎌倉市 厚木市	横浜市 老名市	相模原市 須賀川市 伊勢原市	平塚市 秦野市 座間市	小田原市 三浦市 綾瀬市 大磯町 二宮町 (旧城山町)	その他の 県内市町村 (旧藤野町を含む)
支給率(%)	10	10	10	10	10	10
支給対象職員数(人) (平成23年12月1日現在)	4,219	42,569	16,056	5,198	3,697	2,174
国の指定基準に基づく 支給率(%)	15	12	10	6	3	0

ク 特殊勤務手当

区分		全給料表	行政職(1)	教育職	公安職	技能職
平成23年 12月1日現在	給料に対する比率(%)	1.3	0.9	1.0	2.8	0.4
	支給対象職員の比率(%)	40.4	21.5	32.2	81.0	21.4
	代表的な特殊勤務手当の名称	支給総額が多い手当名	教員特殊業務手当、警察業務手当、夜間特殊業務手当、税務手当、教務手当			
	支給対象職員の比率が高い手当名	警察業務手当、教員特殊業務手当、夜間特殊業務手当、税務手当、災害応急作業手当				

ケ その他の手当

(ア) 扶養手当

区 分	本 県	国
配 偶 者	月 額 14,800円	月 額 13,000円
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 の うち 2 人 まで	月 額 各 7,000円 〔ただし、扶養親族でない配偶者が ある場合このうち1人のみ 月額 7,800円 配偶者のない場合このうち1人 のみ 月額 12,500円〕	月 額 各 6,500円 〔ただし、扶養親族でない配偶者が ある場合このうち1人のみ 月額 6,500円 配偶者のない場合このうち1人 のみ 月額 11,000円〕
そ の 他 の 扶 養 親 族	月 額 1人につき 7,000円	月 額 1人につき 6,500円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算	月 額 1人につき 7,000円	月 額 1人につき 5,000円

(イ) 住居手当

区 分	本 県	国
自己所有住宅居住者	月 額 6,300円	支給せず
職員が自ら居住する住宅 借家・借間居住者	1か月の家賃額が12,000円以下の場合 支給せず 1か月の家賃額が12,000円を超える場合 1か月の家賃額から12,000円を控除した額(100円未満切捨て)を月額として支給 (ただし、支給限度額は月額28,000円)	1か月の家賃額が12,000円以下の場合 支給せず 1か月の家賃額が12,000円を超える場合 1か月の家賃額から12,000円を控除した額(100円未満切捨て)を月額として支給 (ただし、支給限度額は月額27,000円)
単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅	職員が自ら居住する場合の住居手当の月額の2分の1に相当する額(100円未満切捨て)を月額として支給	職員が自ら居住する場合の借家・借間に係る住居手当の月額の2分の1に相当する額(100円未満切捨て)を月額として支給

(ウ) 通勤手当

区 分	本 県	国
交通機関 等利用者	<p>6 か月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6 か月定期券等低廉な価額)を一括支給</p> <p>ただし、1 か月当たりの運賃等相当額(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額)が 45,000 円を超え 45,600 円未満の場合</p> $45,000 \text{ 円} + \frac{1 \text{ か月あたりの運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}$ <p>に支給単位期間の月数を乗じて得た額を通勤手当として支給</p> <p>1 か月あたりの運賃等相当額が月額 45,600 円以上の場合</p> <p>1 か月当たりの運賃等相当額 - 300 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額を通勤手当として支給</p>	<p>6 か月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6 か月定期券等低廉な価額)を一括支給</p> <p>ただし、1 か月当たりの運賃等相当額(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額)が 55,000 円を超える場合</p> <p>55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額を通勤手当として支給</p>
交通用具利用者	<p>片道 2 km 未満 支給せず</p> <p>片道 2 km 以上 60km 未満</p> <p>2,000 円から 28,100 円までを利用距離に応じ 1 か月の通勤手当として支給</p> <p>片道 60km 以上</p> <p>30,500 円を 1 か月の通勤手当として支給</p>	<p>片道 2 km 未満 支給せず</p> <p>片道 2 km 以上 60km 未満</p> <p>2,000 円から 23,600 円までを利用距離に応じ 1 か月の通勤手当として支給</p> <p>片道 60km 以上</p> <p>24,500 円を 1 か月の通勤手当として支給</p>
異動に伴う 新幹線等 利用者の 加算	<p>6 か月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の 2 分の 1 相当額を支給</p> <p>ただし、1 か月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額が 20,000 円以上の場合</p> <p>20,000 円に支給単位期間月数を乗じて得た額を支給</p>	<p>6 か月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した特別料金等の 2 分の 1 相当額を支給</p> <p>ただし、1 か月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額が 20,000 円以上の場合</p> <p>20,000 円に支給単位期間月数を乗じて得た額を支給</p>